

第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年7月16日(木)午後3時00分

場 所 津市一志農村環境改善センター 2階 大会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：柴山担当副主幹
白山：境担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 16 中谷 秀也・17 西森 偉統

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 時効取得による所有権の移転について

報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>では、第7回第2農地部会を開催させていただきます。 発言のほうは、マスクを着用のまま、よろしく申し上げます。 本日の欠席者はございません。 議事録署名者、16番 中谷 秀也委員、17番 西森 偉統委員、よろしく申し上げます。 それでは、まず初めに、会長の専決等の報告に入らせていただきます。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から7で、合計件数は7件、合計面積は田で10,841㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから6ページをお願いします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から11で、合計件数は11件、合計面積は39,508.61㎡で、その内訳は田が32,731㎡、畑が6,500.61㎡、他が山林で277㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>7ページをお願いいたします。 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。 番号1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は平成7年3月29日でございます。 以上の案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。 以上、件数は1件、合計面積は田で345㎡でございます。</p> <p>8ページをお願いします。 報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。 番号1、有限会社 _____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田 48ha 畑 0.8ha 合計 48.8ha。 以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。</p> <p>報告案件は以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。 それでは、議案事項に入らせていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、よろし</p>

くお願いします。

事務局

9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、
でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積 49,857㎡、渡人 _____、面積 1,630㎡、申請地 稲葉町稲初垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 109㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 川合、受人 _____、面積 203,423.91㎡、渡人 _____、面積 1,536㎡、申請地 一志町小山鳥居ノ本_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 115㎡ 外1筆、合計面積 267㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、合計件数は2件、合計面積は畑で376㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

森委員

7番 森です。7月10日に現地調査を行いました。事務局の説明のとおりでございます。問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

2番、お願いします。

前田委員

24番、前田です。7月10日、宮本委員と、地元推進委員と、それから事務局と現地を確認しました。現地につきましては、前々回もこの同じ中で隣接地のほうへ営農拡大のためにハウスを建てるということでございます。中身につきましては、事務局の説明どおり、何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほうよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思えます。

いかがですか、よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	10ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 波瀬、申請者 _____、申請地 一志町波瀬城内_____ 台帳地目 田、現況地目 山林、面積 1,401㎡。 これにつきましては、申請地を植林とするものです。 相続以前の少なくとも30年以上前から植林されている旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 川口、申請者 _____、申請地 白山町川口ヲイセ_____ 台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 74㎡。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 昭和47年7月頃から、既に現在の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は1,475㎡で、その内訳は、田が1,401㎡、畑が74㎡でございます。 この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。 1番、お願いします。
宮本委員	14番 宮本です。10日、前田委員と地元推進委員立会いで現地確認をしました。もう山の上で、何か既に木がたくさん植わっていて、田という形状がなかったんですけども、事務局の説明どおり、30年前よりということのようですので、何ら問題ないです。よろしく申し上げます。
議 長	2番、お願いします。
中谷委員	16番 中谷です。10日に西森、中谷両委員と白山事務局とで確認をしてまいりました。それから、地元推進委員も出席しております。場所は県道の久居美杉線の_____の東およそ300mの地点です。県道沿いです。以前から

売地ということで看板が出ておりましたので、その処理のためかと思われま
事務局説明どおりですので、何ら問題はないかと思ひます。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひします。
どうですか。
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、
これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よつて、議案第2号については許可することと決定し
たいと思ひます。
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 11ページから13ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移
転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 社会福祉法人 _____ 理事長 _____、
渡人 _____、申請地 久居井戸山町奥ノ谷 _____、台帳地目・現況地目
とも畑、面積 459㎡ 外2筆、合計面積 1,522㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場
用地とするものです。職員用及び来客用の駐車場として34台分を確保する計
画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 木造町西
塚越 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 489㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置
場用地とするものです。

農地区分は、第1種農地であり、原則転用を許可しない農地と位置づけられ
ますが、「申請に係る農地を住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において
居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置され
るものであつて、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要
であると認められる場合（業務上利用する資材置場）」に該当し、不許可の例外
に該当するものと判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一色
町本郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 585㎡ 外1筆、合計
面積 1,249㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 380㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、232.47㎡、パネルの設置率は、転用面積の61.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 榊原、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 榊原町浜ノ田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 419㎡ 外1筆、合計面積 498㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、471.24㎡、パネルの設置率は、転用面積の94.6%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬会下 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,933㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、528.12㎡、山林による日照不足の影響を回避して設置するため、設置困難部分を除いた有効設置面積1,036㎡に対するパネル設置率は、転用面積の51.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 波瀬、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬小路垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 676㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、275.52㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 波瀬、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬小路垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 304㎡ 外3筆、合計面積 1,889㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36㎡、パネルの設置率は、メンテナンススペ

ースと車両の通行、駐車、転回スペース及び隣地農地との離隔を確保した有効設置面積1,305㎡に対するパネル設置率は、転用面積の40.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 波瀬、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬室ノ口 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 228㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、516.60㎡、パネルの設置率は、一体利用地の面積を含め、転用面積の52.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 波瀬、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬広垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 251㎡ 外1筆、合計面積 498㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、446.62㎡、パネルの設置率は、転用面積の89.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 264㎡ 外1筆、合計面積 597㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地及び事務用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 川合、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野戸木之庄 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 413㎡ 外1筆、合計面積 836㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、618.54㎡、パネルの設置率は、転用面積の74.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 川合、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 366㎡ 外3筆、合計面積 1,383㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、571.22㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 川合、受人 _____ 有限会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町八太関_____、台帳地目・現況地目とも田、
面積 2,917㎡ 外1筆、合計面積 3,750㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場
用地及び物流ターミナル用地とするものです。

農地区分は、第1種農地であり、原則転用を許可しない農地と位置づけられ
ますが、「申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする事業の用に供するた
めに行うものであって、一般国道または都道府県道の沿道の区域に設置される
流通業務施設（トラックターミナル、荷さばき場）」に該当することから、不
許可の例外に該当するものと判断されます。

当案件につきましては、7月13日開催の第52回常設審議委員会に付託さ
れ、諮問事項については適切と認められた答申を得ております。

津市開発事業に関する指導要綱に基づく協議がなされており、津市による確
認済書の交付と同時の許可となります。

番号15、地区 家城、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白山町南家城川久保_____、台帳地目 畑、現況
地目 雑種地、面積 55㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置
場用地とするものです。

昭和52年頃から、隣接地と一体的に現在の用途で利用している旨の始末書
の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 大三、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白山町三ヶ野塩売坂_____、台帳地目・現況地目
とも畑、面積 90㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、394.12㎡、パネルの設置率は、一体利用地の面積
を含め、転用面積の40.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 八ッ山、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____
、渡人 _____、申請地 白山町八対野下出_____、台帳地目・現況地
目とも田、面積 916㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、557.76㎡、パネルの設置率は、転用面積の61.
0%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号18、地区 八ッ山、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____
、渡人 _____、申請地 白山町八対野別所_____、台帳地目・現況地

目とも田、面積 2, 634㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、534.60㎡、山陰を回避し、法面を除いた有効設置面積1,364㎡に対するパネルの設置面積は、39.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 竹原、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町竹原前垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 446㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、403.56㎡、パネルの設置率は、転用面積の90.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 下多気、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気下之世古_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 727㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、538.08㎡、パネルの設置率は、転用面積の74.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 下多気、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気漆_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 222㎡ 外3筆、合計面積 1,638㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、538.36㎡、メンテナンス用資材置場を確保した有効設置面積1,416㎡に対するパネルの設置率は、転用面積の38.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は21件、合計面積は22,434㎡、このうち田が15,605㎡、畑が6,172㎡、その他が山林で657㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、現地で立ち会っていただきました地元委員のご意見をいただきます。

1番と2番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。10日に現地を確認してまいりました。会長をはじめ部会長、それから本庁の方と地元推進委員で見てまいりました。場所は_____で、_____の西にありますけれども、この_____の駐車場ということで、何ら問題ないということですのでよろしくお願いいたします。

それで2番について、これも10日の午前中でしたけれども、見てまいりました。これも場所は_____を東に約150mぐらいのところでございます。これも事務局の説明どおりでございますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
3番から5番まで、お願いします。

森委員 7番 森です。番号3です。7月10日に現地調査に行つてまいりました。諸戸部会長、田口さん、私、それと地元推進委員と見てまいりました。現地は_____から西へ300m行つたぐらいのところでございます。登記は畑になっていますが、現状は荒れ果てた土地になっていたと思いますので、事務局の説明のとおりでございます。

それと番号4番、4番も同じく7月10日に現地調査に行つてまいりました。部会長、田口さん、私と地元推進委員で行つてまいりました。現場は、これは庄田町の_____の西へ200mぐらい行つたところでございます。事務局の説明どおりでございますので、何の問題もないかと思ひます。よろしくお願いいたします。

5番、これも7月10日に行つてまいりました。これも部会長、田口さんと私と地元推進委員で見つてきました。現在、大変荒れ果てた土地になっておまして、事務局の説明のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
6番から10番、お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。7月10日、前田委員と地元推進委員の立会いで、事務局とで確認しました。山の中で、大分荒れていたところで、もう太陽光にするしかしょうがないかなという感じのところでした。

7と8は、同じようなところで、一応これまで田やつたんですが、ここ1、2年のうちにどんどん太陽光の申請が出てきました。

それから9番は、室ノ口の在所の中。宅地と一緒に開発されるようになった畑でした。ちょっと境界が分かれていたんですけども、境界が分かりにくかったです。

それから10番は、これも室ノ口の一番奥のほうで、これまでに何件か太陽光が出ています。あと、もうここら辺ぐらいかというぐらいの空き地でした。その周辺は、ほとんどこれまでに許可を出してきた案件でした。事務局説明のとおりです。何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
11番から14番。

前田委員	<p>24番 前田です。11番の案件につきましては、7月10日、宮本委員と地元推進委員と現地を確認しております。この物件については、周囲は住宅地になっていまして、説明は事務局のとおりでございます。何ら問題はないかと思えます。</p> <p>続きまして、12番目の部分ですが、これにつきましても太陽光の発電施設用地ということでしております。これも事務局の説明あったとおり、何ら問題はないかと思えます。</p> <p>13番につきましては、それから300mぐらい離れたところに、またこれも太陽光の施設用地ということでございます。これの隣接地も太陽光が設置していると。あとの内容につきましては、事務局の説明どおりでございます。何ら問題はありません。</p> <p>14番につきましては、3反以上の案件でございまして、会長、部会長が合流していただきまして、現地を確認しております。事務局の説明があったとおり、何ら問題はないと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 15番、お願いします。</p>
西森委員	<p>17番 西森です。7月10日、中谷、西森両委員と地元推進委員、白山事務局で現場を見てまいりました。場所なんですけど、_____のほうへ抜けていく橋があるんですけども、その橋の_____、現場はもう既に資材置場になっていたというような状況です。あとは事務局の説明どおりということで、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 16番。</p>
中谷委員	<p>16番、中谷です。7月10日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと白山事務局とで確認してまいりました。場所は_____の東200mほどで、国道165号線から少し入ったところです。現地は少し傾斜になっておりますので、土砂の流出がないようにだけお願いをしてまいりました。あとは事務局説明どおりで、何ら問題はないかと思えます。</p>
議 長	<p>17、18、お願いします。</p>
西森委員	<p>17番、西森です。これも7月10日に、中谷、西森両委員と地元推進委員と、それから業者さんと白山事務局で現地確認に参りました。場所は_____から、200mほど入った集落の中に_____があるんですけども、_____の裏になります。周りは集落なんですけど、場所自体は現況としては田んぼになっていました。以前、私がつくっていたというような場所なんですけども、周りの方も太陽光に関しては理解があるような地域で、前々からやりたいという地主さんの意向もあったようなことだと思います。あとは事務局の説明どおりということで、何ら問題ないかと思えます。よろしくお願いします。 18番、これは同じく10日、現場立会いで、これは1,000㎡以上ということで、守山会長をはじめ諸戸部会長、それから中谷、西森両委員と地元推進委員、そ</p>

れから本庁と白山事務局と、あと業者に入っていました。現場のほうを見せていただきましたが、場所なんです、_____があります、その_____の裏ということで、現況はちょっと雑種地というか、2年、3年ほど荒れたような場所になっていますけれども、かなり段々があるということで、太陽光ぐらいしかないのかなというふうな形だと思います。あとは事務局の説明どおりということで、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
19番から21番。

結城委員 18番、結城です。19、20、21と説明をいたします。
まず19番、竹原。10日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。近くに民家がありますので、近隣に迷惑がかからないようにしてくださいと指導をしてきました。
20番、これも10日に現地確認をいたしました。地元推進委員と確認をいたしております。何ら問題はないと思います。
21番については、会長、部会長、事務局、それから地元推進委員、_____の立会いの下、現地確認をいたしました。渡人は申請地の管理ができず、受人は太陽光発電設備の設置につき、近隣に被害を及ぼすことのないよう申請地を取得して、売電をしたいということでございます。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
いかがですか。
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは意見もないようですので、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。
続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局 14ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。
番号1、地区 栗葉、借人 学校法人 _____ 理事長 _____、貸人 _____、申請地 森町池田____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 720㎡ 外1筆、合計面積 1,050㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、

申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、478.04㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借人 学校法人 _____ 理事長 _____、貸人 _____、申請地 森町池田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 515㎡ 外1筆、合計面積 849㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、358.56㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で1,899㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。

1番、お願いします。

森 委員 7番 森です。2件が隣接地ですので、一緒に説明させていただきます。

7月10日に現地調査に伺いました。諸戸部会長、田口さんと私と地元推進委員、事務局で行ってまいりました。現場は、_____のちょうど東側100mぐらい少し下ったところでございます。以前申請が上がっていたんですが、雨水の排水が_____の土地改良区の用水路に流れ込むということで、土地改良区と協議をした結果、承諾を得られましたということで、問題もなくなりましたので、許可申請になったと思います。もう何ら問題もないと思いますので、事務局説明のとおりでございます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお聞きしたいと思います。

よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

15ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____、渡人 _____、申請地 久居小野辺町東山神 _____、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 60㎡ 外2筆、合計面積 550㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に40年間の使用貸借を設定し、申請地を分家住宅用地及び進入路用地とするものです。

進入路用地については、平成7年頃から隣接地と一体的に利用している旨の始末書の提出があります。

申請地は市街化調整区域であるため、都市計画法第43条の建築許可と同時の転用許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で550㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見を願います。

田口委員

6番、田口です。これも先日、10日に現地を見てまいりました。森さんと私と、それから諸戸さん、久居事務局、地元推進委員で見てまいりました。場所は中勢バイパス _____ の北東約300mぐらいのところ、 _____ がある約100mぐらいのところ。公共下水道も完備されていますので、何ら問題はないと思いますので、よろしく願います。

議長

ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それではお諮りします。議案第5号について、これにご異議ありませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 16ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 高岡、願出者 _____、申請地 一志町田尻板垣_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 188㎡。

これにつきましては、令和2年度固定資産税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和58年に倉庫を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、面積は畑で188㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

前田委員 24番、前田です。7月10日に宮本委員と、それから私と地元推進委員と事務局とで現地を確認しました。ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。周囲を見ても何ら問題はないかと思えます。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思えます。
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することと決定したいと思います。
次に、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で51,085㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,972㎡、契約件数は14件でございます。

ます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1, 260㎡、契約件数は2件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で8, 505㎡、契約件数は2件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で2, 923㎡、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて63, 773㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて4, 972㎡、合計契約件数は20件、合計面積は68, 745㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区7件、一志地区0件、白山地区1件、美杉地区1件で合計9件、合計面積は44, 801㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で45%、面積で65.2%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

今回、人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は015番になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

説明が終わりましたが、今ありましたように、今回の案件のうち、初めに農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件についてです。

整理番号4番について、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 それでは、本案件について、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきまして適正であると認め、市長に進

達することといたします。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。よろしいか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきまして適正であると認め、市長に進達することといたします。ありがとうございます。
以上で、本部会に付議されました議案の案件は全て終了しました。
これをもちまして、第7回第2農地部会を閉会します。

午後3時52分

上記は、第7回第2農地部会の議事を録したものである。

令和2年7月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____